

歯科点数表の解釈（令和4年4月版） 追補

（令和5年7月・社会保険研究所）

特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件（令和5年6月30日・厚生労働省告示第221号）及び「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料（使用歯科材料）の算定について」等の一部改正について（令和5年6月30日・保医発0630第1号）により、材料価格・材料料点数の一部が改正されます（令和5年7月適用）。

I 材料価格基準(歯冠修復及び欠損補綴)の材料価格の改正 →486頁

品名	単位	4年4月	4年9月	5年3月	5年7月
		[4年6月まで]	[4年12月まで]	[5年6月まで]	
001 削除					
002 歯科鑄造用14カラット金合金 インレー用（J I S適合品）	1 g	5,607円 [6,019円]	6,569円 [6,493円]	6,512円 [6,596円]	6,817円
003 歯科鑄造用14カラット金合金 鉤用（J I S適合品）	1 g	5,590円 [6,002円]	6,552円 [6,476円]	6,495円 [6,579円]	6,800円
004 歯科用14カラット金合金鉤用線（金58.33%以上）	1 g	5,740円 [6,152円]	6,702円 [6,626円]	6,645円 [6,729円]	6,950円
005 歯科用14カラット合金用金ろう（J I S適合品）	1 g	5,567円 [5,979円]	6,529円 [6,453円]	6,472円 [6,556円]	6,777円
006 歯科鑄造用金銀パラジウム合金（金12%以上 J I S適合品）	1 g	3,149円 [3,413円]	3,715円 [3,481円]	3,711円 [3,391円]	3,077円
007 削除					
008 削除					
009 削除					
010 歯科用金銀パラジウム合金ろう（金15%以上 J I S適合品）	1 g	3,706円 [3,952円]	4,235円 [4,052円]	4,226円 [3,994円]	3,781円
011 歯科鑄造用銀合金 第1種（銀60%以上インジウム5%未満 J I S適合品）	1 g	143円 [145円]	152円 [145円]	144円 [151円]	同左下
012 歯科鑄造用銀合金 第2種（銀60%以上インジウム5%以上 J I S適合品）	1 g	176円 [178円]	185円 [178円]	177円 [184円]	同左下
013 歯科用銀ろう（J I S適合品）	1 g	261円 [265円]	269円 [265円]	同左下 [269円]	同左下
014 削除					
015 削除					

II 歯冠修復及び欠損補綴に係る材料料点数の改正

材 料 料	4年4月	4年9月	5年3月	5年7月	材 料 料	4年4月	4年9月	5年3月	5年7月
	[4年6月まで]	[4年12月まで]	[5年6月まで]			から	[4年6月まで]	[4年12月まで]	
M002 支台築造(1歯につき) → 357頁					(2) 小臼歯・前歯				
[1の1のみ抜粋]					イ インレー				
1 間接法					a 単純なもの	258点 [279点]	304点 [285点]	304点 [277点]	252点
(1) メタルコアを用いた場合					b 複雑なもの	512点 [555点]	604点 [566点]	604点 [552点]	501点
イ 大白歯	76点 [77点]	81点 [77点]	76点 [80点]	同左下	ロ 4分の3冠	633点 [686点]	747点 [700点]	746点 [682点]	618点
ロ 小臼歯・前歯	47点 [48点]	50点 [48点]	同左下 [50点]	同左下	ハ 5分の4冠	633点 [686点]	747点 [700点]	746点 [682点]	618点
M010 金属歯冠修復(1個につき) → 364頁					ニ 全部金属冠	794点 [860点]	936点 [877点]	935点 [855点]	775点
1 14カラット金合金					3 銀合金				
(1) インレー					(1) 大白歯				
複雑なもの	898点 [964点]	1,052点 [1,040点]	1,043点 [1,057点]	1,092点	イ インレー				
(2) 4分の3冠	1,123点 [1,205点]	1,315点 [1,300点]	1,304点 [1,321点]	1,365点	a 単純なもの	22点 [同上]	23点 [22点]	同左下 [23点]	同左下
2 金銀パラジウム合金（金12%以上）					b 複雑なもの	38点 [同上]	40点 [38点]	同左下 [40点]	同左下
(1) 大白歯					ロ 5分の4冠	49点 [50点]	52点 [50点]	同左下 [51点]	同左下
イ インレー					ハ 全部金属冠	61点 [同上]	64点 [61点]	同左下 [63点]	同左下
a 単純なもの	379点 [410点]	447点 [418点]	446点 [408点]	370点					
b 複雑なもの	700点 [759点]	826点 [774点]	825点 [754点]	684点					
ロ 5分の4冠	881点 [955点]	1,039点 [974点]	1,038点 [948点]	861点					
ハ 全部金属冠	1,108点 [1,201点]	1,308点 [1,225点]	1,306点 [1,194点]	1,083点					

※次頁に続く

材 料 料	4年4月	4年9月 まで	5年3月 まで	5年7月 から
	[4年6 月まで]	[4年12 月まで]	[5年6 月まで]	
(2) 小白歯・前歯・乳歯				
イ インレー				
a 単純なもの	14点 [同上]	同左下 [同上]	同左下 [同上]	同左下
b 複雑なもの	28点 [29点]	30点 [29点]	28点 [30点]	同左下
ロ 4分の3冠 (乳歯を除く。)	35点 [同上]	36点 [35点]	同左下 [36点]	同左下
ハ 5分の4冠 (乳歯を除く。)	35点 [同上]	36点 [35点]	同左下 [36点]	同左下
ニ 全部金属冠	44点 [45点]	47点 [45点]	同左下 [46点]	同左下
M010-3 接着冠(1歯につき) →366頁				
1 金銀パラジウム合金(金12%以上)				
(1) 前歯	633点 [686点]	747点 [700点]	746点 [682点]	618点
(2) 小白歯	633点 [686点]	747点 [700点]	746点 [682点]	618点
(3) 大白歯	881点 [955点]	1,039点 [974点]	1,038点 [948点]	861点
2 銀合金				
(1) 前歯	35点 [同上]	36点 [35点]	同左下 [36点]	同左下
(2) 小白歯	35点 [同上]	36点 [35点]	同左下 [36点]	同左下
(3) 大白歯	49点 [50点]	52点 [50点]	同左下 [51点]	同左下
M010-4 根面被覆(1歯につき) →367頁				
〔1のみ抜粋〕				
1 根面板によるもの				
(1) 金銀パラジウム合金(金12%以上)				
イ 大白歯	379点 [410点]	447点 [418点]	446点 [408点]	370点
ロ 小白歯・前歯	258点 [279点]	304点 [285点]	304点 [277点]	252点
(2) 銀合金				
イ 大白歯	22点 [同上]	23点 [22点]	同左下 [23点]	同左下
ロ 小白歯・前歯	14点 [同上]	同左下 [同上]	同左下 [同上]	同左下
M011 レジン前装金属冠(1歯につき) →368頁				
1 金銀パラジウム合金(金12%以上)を用いた場合				
イ 前歯	988点 [1,071点]	1,166点 [1,092点]	1,165点 [1,164点]	966点
2 銀合金を用いた場合				
イ 前歯	98点 [99点]	103点 [99点]	98点 [102点]	同左下
M017 ポンティック(1歯につき) →374頁				
1 铸造ポンティック				
(1) 金銀パラジウム合金(金12%以上)				
イ 大白歯	1,276点 [1,383点]	1,505点 [1,411点]	1,504点 [1,374点]	1,247点
ロ 小白歯	961点 [1,042点]	1,134点 [1,062点]	1,133点 [1,035点]	939点
(2) 銀合金				
大白歯・小白歯	49点 [同上]	51点 [49点]	同左下 [51点]	同左下
2 レジン前装金属ポンティック				
(1) 金銀パラジウム合金(金12%以上)を用いた場合				
イ 前歯	767点 [831点]	905点 [848点]	904点 [826点]	749点
ロ 小白歯	961点 [1,042点]	1,134点 [1,062点]	1,133点 [1,035点]	939点
ハ 大白歯	1,276点 [1,383点]	1,505点 [1,411点]	1,504点 [1,374点]	1,247点
(2) 銀合金を用いた場合				
イ 前歯	62点 [63点]	65点 [63点]	62点 [65点]	同左下
ロ 小白歯	62点 [63点]	65点 [63点]	62点 [65点]	同左下
ハ 大白歯	62点 [63点]	65点 [63点]	62点 [65点]	同左下

材 料 料	4年4月	4年9月 まで	5年3月 まで	5年7月 から
	[4年6 月まで]	[4年12 月まで]	[5年6 月まで]	
M020 鑄造鉤(1個につき) →381頁				
〔1・2のみ抜粋〕				
1 14カラット金合金				
(1) 双子鉤				
イ 大・小白歯	1,163点 [1,249点]	1,363点 [1,348点]	1,352点 [1,369点]	1,415点
ロ 犬歯・小白歯	946点 [1,016点]	1,109点 [1,096点]	1,100点 [1,114点]	1,151点
(2) 二腕鉤(レストつき)				
イ 大白歯	946点 [1,016点]	1,109点 [1,096点]	1,100点 [1,114点]	1,151点
ロ 犬歯・小白歯	727点 [780点]	852点 [842点]	844点 [855点]	884点
ハ 前歯(切歯)	560点 [601点]	656点 [648点]	650点 [659点]	681点
2 金銀パラジウム合金(金12%以上)				
(1) 双子鉤				
イ 大・小白歯	1,020点 [1,106点]	1,204点 [1,128点]	1,202点 [1,099点]	997点
ロ 犬歯・小白歯	798点 [865点]	941点 [882点]	940点 [859点]	780点
(2) 二腕鉤(レストつき)				
イ 大白歯	700点 [759点]	826点 [774点]	825点 [754点]	684点
ロ 犬歯・小白歯	609点 [660点]	718点 [673点]	718点 [656点]	595点
ハ 前歯(切歯)	565点 [612点]	666点 [624点]	666点 [608点]	552点
M021 線鉤(1個につき) →382頁				
〔2のみ抜粋〕				
2 14カラット金合金				
(1) 双子鉤	559点 [599点]	652点 [645点]	647点 [655点]	676点
(2) 二腕鉤(レストつき)	432点 [463点]	504点 [498点]	500点 [506点]	523点
M021-2 コンピネーション鉤(1個につき) →382頁				
〔1のみ抜粋〕				
1 鑄造鉤又はレストに金銀パラジウム合金(金12%以上)、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合				
(1) 前歯	282点 [306点]	333点 [312点]	333点 [304点]	276点
(2) 犬歯・小白歯	305点 [330点]	359点 [337点]	359点 [328点]	298点
(3) 大白歯	350点 [380点]	413点 [387点]	413点 [377点]	342点
M021-3 磁性アタッチメント(1個につき) →382頁				
〔2の(1)・(2)のみ抜粋〕				
2 キーパー付き根面板				
(根面板の保険医療材料(1歯につき)) キーパー付き根面板を用いた場合は次の材料料とキーパー料との合計より算定する。				
(1) 金銀パラジウム合金(金12%以上)				
イ 大白歯	700点 [759点]	826点 [774点]	825点 [754点]	684点
ロ 小白歯・前歯	512点 [555点]	604点 [566点]	604点 [552点]	501点
(2) 銀合金				
イ 大白歯	38点 [同上]	40点 [38点]	同左下 [40点]	同左下
ロ 小白歯・前歯	28点 [29点]	30点 [29点]	28点 [30点]	同左下
M023 バー(1個につき) →384頁				
〔1の(1)のみ抜粋〕				
1 鑄造バー				
(1) 金銀パラジウム合金(金12%以上)	1,636点 [1,773点]	1,930点 [1,808点]	1,927点 [1,761点]	1,598点

その他、以下の告示により、本書の内容に変更が生じたので、ここに追補します。

<ul style="list-style-type: none"> ・療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等及び特掲診療料の施設基準等の一部を改正する告示（令和5年4月28日 厚生労働省告示第180号） ・療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する件（令和5年5月23日 厚生労働省告示第194号） ・療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等及び特掲診療料の施設基準等の一部を改正する告示（令和5年5月31日 厚生労働省告示第211号）
--

頁	箇所	現 行	改定後
552	上から 20 行目	(平 18. 3. 6 厚生労働省告示第 107 号) (最終改正; 令 5. 3. 31 厚生労働省告示第 167 号) ※令和5年4月の追補による修正後の記述	(平 18. 3. 6 厚生労働省告示第 107 号) (最終改正; 令 5. 5. 31 厚生労働省告示第 211 号)
556	左段上から 16 行目	, メトトレキサート製剤及びチルゼパチド製剤 ※令和5年4月の追補による修正後の記述	, メトトレキサート製剤, <u>チルゼパチド製剤</u> , <u>ビメキズマブ製剤</u> (4 週間に 1 回投与する場合に限る。), <u>ホスレボドバ・ホスカルビドバ水和物配合剤</u> , <u>ペグバリアーゼ製剤</u> , <u>パピナフスプ アルファ製剤</u> , <u>アバルグルコシダーゼ アルファ製剤</u> , <u>ラナデルマブ製剤</u> 及び <u>ネモリズマブ製剤</u>